

# 一般競争入札実施に関する公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月12日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 中山 始

## 1 競争入札に関する事項

品目分類番号 26  
件名 令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）  
年間使用予定電力量（低圧電力） 98,727 kWh  
年間使用予定電力量（従量電灯） 118,464 kWh  
委託内容 仕様書等による

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「**物品の販売**」の「**A**」「**B**」又は「**C**」等級に格付けされている者。
- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない者。
- 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない者。
- 商法その他の法令の規定に違反した営業を行ったものではない者。
- 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない者。
- 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者（加入義務がないものは除く。）。
- 入札書提出時において、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者であること。
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組について、適合条件を満たすこと。

## 3 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより執行する。

原則、入札は電子入札によること。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申出の上、紙入札方式（以下：紙入札）で参加することができる。

## 4 代理人をもって入札する場合

委任状が必要（未提出業者のみ）であり、入札参加申込みまでには当局へ提出すること。

## 5 入札関係書類

- 配布方法 福岡労働局ホームページからダウンロードが可能。
- 配布期間 本公告の日から **令和7年2月28日(金)** まで。
- 参加申込書（証明書等）
  - 紙入札の場合の提出 福岡労働局総務部総務課会計第三係まで郵送又は持参すること。
  - 提出期限 **令和7年2月28日(金) 12時00分まで**
  - その他 提出期限までに提出場所へ到達しなかった場合は無効とする。
- 入札書
  - 紙入札の場合の提出 入札書のみを封筒に封入封印し、提出は書留郵便又は持参とする。
  - 提出期限 **令和7年3月3日(月) 13時00分まで**
  - その他 提出期限日時までに提出場所へ到達しなかった場合は無効とする。

## 6 競争執行の日時及び場所

- 開札実施年月日時刻 **令和7年3月3日(月) 13時30分から**
- 開札実施場所 福岡労働局労働第二会議室（福岡合同庁舎新館5階）

## 7 入札保証金に関する事項 免除

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## 9 契約書作成の要否 要 原則、契約書の締結は電子契約によること。

## 10 入札の無効

当該競争参加者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 11 入札関係書類に関する問合せ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階  
福岡労働局総務部 総務課 会計第三係  
TEL：092-411-4745 E-mail：fuk-keiyaku@mhlw.go.jp

## 12 その他

入札参加者は、入札説明書及び入札心得等を熟読し、内容承認の上参加すること。

# 入札説明書

令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他関係法令及び福岡労働局入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 中山 始

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）

### (2) 委託内容等

別添『仕様書』による。

### (3) 契約期間等

別添『仕様書』による。

### (4) 契約履行場所

別添『仕様書』による。

### (5) 入札方法

最低価格落札方式による。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

① 入札金額は、参加する業者において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量と再エネメニューに対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当局が提示する全需要場所の契約電力及び予定使用電力量の対価（入札書別紙により計算した全需要場所の対価の合計）を入札金額とすること。

なお、入札価格の算定に当たっては、力率を100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

入札書別紙には、参加する業者において需要場所ごとに設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量と再エネメニューに対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を記載すること。

入札書別紙については、例示を参考に作成することとし、任意の様式でも可能とするが、下記6「入札書の提出について」に記載する方法により提出すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 契約金額は、「入札書別紙」に記載した単価とする。

### (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

### (7) その他の事項

本案件は、電子調達システムにより執行する。

原則、入札は電子入札によること。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加に係る理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）を行うことができる。

## 3 競争参加資格

### (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）に

おいて、「**物品の販売**」の「**A**」「**B**」又は「**C**」等級に格付けされている者。

### (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

### (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない者。

### (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない者。

### (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行ったものではない者。

### (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない者。

### (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない者（加入義務がないものは除く。）

### (8) 入札書提出時において、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者であること。

### (9) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者。

### (10) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組について、適合条件を満たすこと。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書作成の要否 要  
原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (2) 契約条項を示す場所 別添「契約書(案)」のとおり、福岡労働局ホームページ(URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>)からダウンロード可能。

5 参加申込書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札への参加を認めない。

- (1) 提出期限  
令和7年2月28日(金) 12時00分まで
- (2) 提出場所  
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階  
福岡労働局総務部 総務課 会計第三係  
TEL：092-411-4745 E-mail：fuk-keiyaku@mhlw.go.jp
- (3) 提出書類及び方法

- ① 共通事項  
福岡労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず別添『入札関係受領書』を提出すること。

② 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札参加申込書</li> <li>一般競争参加資格審査結果通知書(写)</li> <li>誓約書(役員一覧を含む)</li> <li>適合証明書(別紙①)</li> <li>登録小売電気事業者であることを証する書類の写し</li> <li>委任状(電子・紙入札業者共通) ※ 該当者のみ(「入札心得」を参照。)</li> </ul>	<p>スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。</p>

③ 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札参加申込書</li> <li>一般競争参加資格審査結果通知書(写)</li> <li>誓約書(役員一覧を含む)</li> <li>適合証明書(別紙①)</li> <li>登録小売電気事業者であることを証する書類の写し</li> <li>委任状(電子・紙入札業者共通) ※ 該当者のみ(「入札心得」を参照。)</li> <li>紙入札方式による参加に係る理由書</li> <li>紙入札業者登録票</li> </ul>	<p>持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。</p>

6 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。

- (1) 提出期限  
令和7年3月3日(月) 13時00分まで

- (2) 提出場所  
上記5(2)に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書 ※ 書面による提出不要</li> <li>入札書別紙(任意様式可)</li> </ul>	<p>スキャナ等により電子データ化した「入札書別紙」を添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。</p>

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>入札書</li> <li>入札書別紙(任意様式可)</li> </ul>	<p>持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。</p>

- ※ 入札書は、封筒に入れ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載)及び「令和〇年〇月〇日開札[入札件名]」と記入すること。
- ※ 入札書別紙は、「入札書」とホッチキス止め等により一体化させたものとする。

7 開札日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年3月3日(月) 13時30分から

(2) 開札場所

福岡労働局労働第二会議室

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階

8 入札説明会

以下のとおり、入札説明会を 令和7年2月25日(火) まで随時実施する(任意参加とする。)

(1) 申込方法及び実施日時

入札説明会への参加を希望する者は、令和7年2月20日(木) 15時までに下記9(4)の担当部署に参加の意思を別添『入札関係書類受領書』に記入して示すこと。

なお、実施日時は、希望どおりにならない場合があるので了承すること。

(2) 場所

福岡労働局総務部総務課

9 入札に関する質問の受付

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下に従い随時受け付けることとする。文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

(1) 質問方法

『入札関係書類受領書』の備考欄に記入する等の方法により、原則として書面(任意様式)により行うこととする。なお、簡易な質問については、電話により行うことも可能とする。

(2) 期限

上記6(1)に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の午前10時までとする。

(3) 回答

質問に対する回答は、上記6(1)に示す「入札書等提出期限」の前開庁日の午後4時までに行う。

なお、重要な質問については、『入札関係書類受領書』を提出した全業者に回答する。

(4) 問合せ先

福岡労働局総務部 総務課 会計第三係 石橋

TEL: 092-411-4745

E-mail: fuk-keiyaku@mhlw.go.jp

# 福岡労働局入札心得

## 1 趣旨

福岡労働局の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（以下「利用規約」という。）に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

## 2 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読の上入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 3 入札保証金及び契約保証金

厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

## 4 入札の方法

入札者は、電子調達システムにより入札書を提出しなければならない。  
ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加に係る理由書」参照）を作成し、参加申込書等提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札方式」という。）を行うことができる。

## 5 入札への参加

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類（参加申込書等）を各種提出期限までに提出しなければならない。

## 6 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札書等の提出

- (1) 電子調達システムによる場合  
入札説明書に示す入札書提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。  
入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。
- (2) 紙入札方式による場合  
入札説明書に示す入札書提出期限までに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。  
書面による入札書は、封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「令和〇年〇月〇日開札」、[入札件名]と記入すること。  
入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、入札書とホッチキス止め等により一体化させたものとする。

## 8 入札書の提出等にかかる委任

- (1) 代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添「委任状（電子・紙入札業者共通）」（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。  
また、委任期間については入札参加資格（全省庁統一資格）の有効期限を限度とする。  
なお、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかななければならない。
- (2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。
- (3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

## 9 入札の無効

- 次の各項目の一に該当する入札は無効とする。
- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
  - ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
  - ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
  - ④ 書面による入札において記名を欠く書類

- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑩ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑪ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。

11 開札

開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やかに行わなければならない。

再度の入札において落札者がいない場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。

12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、当該入札者の中から落札者を決定するものとする。

13 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14 契約書の提出等

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印（電子契約書においては署名）し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

15 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

16 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額等を福岡労働局ホームページに公表する。

17 人権尊重への取り組み

入札参加者は、上記7入札書等の提出をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

## (参考) 予算決算及び会計令

### 第2節 一般競争契約

- 第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)
- 第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)
- 第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

#### 第1款 一般競争参加の資格

(一般競争入札に参加させることができない者)

##### 第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

※ なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

##### 第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 2 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
  - 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 4 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額でおこなったとき。
  - 7 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

# 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

福岡労働局総務部 総務課 会計第三係 行

(E-mail: fuk-keiyaku@mhlw.go.jp)

入札件名	令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子調達システム (政府電子調達【GEPS】)	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
会社名		
担当者名		
担当者電話番号		
入札説明会 への参加希望 (いずれかに○)	希望する ..... 無 日時の希望は 有 ( 月 日 時から)	希望しない
備考 (質問事項)		

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記メールアドレスへ必ず送信して下さい。

※ 急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。



# 一般競争入札参加申込書（電子・紙入札業者共通）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により、申込致します。

## 記

- 1 件名 令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給(低圧電力)
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）における等級  
「**物品の販売**」 （ ）等級
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
  - (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ
  - (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であること。 はい ・ いいえ
  - (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行ったものではない。 はい ・ いいえ
  - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。 はい ・ いいえ
  - (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないものである（加入義務がないものは除く。）。 はい ・ いいえ
  - (8) 入札書提出時において、過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者であること。 はい ・ いいえ
  - (9) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている。 はい ・ いいえ
  - (10) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組について、適合条件を満たすこと。 はい ・ いいえ
- 3 厚生労働省所管法令に関する申告について  
下記（1）から（4）の内容について誓約いたします。  
この誓約に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
  - (1) 入札書提出時において、過去1年以内に、当社（私）又はその役員若しくは使用人が厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
  - (2) 契約締結後、当社（私）又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
  - (3) 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
  - (4) 上記（1）から（3）について、本契約について当社（私）が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

※ 初めて代理人（ICカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合）にて参加する場合には、『委任状（電子・紙入札業者共通）』を紙媒体で提出すること。

# 委任状（電子・紙入札業者共通）

受任者

所在地

商号又は名称

代理人氏名

私は、上記の者を代理人と定め、

物品の製造・物品の販売・役務の提供等について、下記事項の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

- ・ 入札書について
- ・ 入札に係る諸願届出について
- ・ 契約締結について
- ・ 代金の請求及び受領について
- ・ 保証金の納付並びに還付の請求及び受領について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

※ 代理人 I C カード取得者の企業情報登録画面を印刷したものを本紙に添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

## 紙入札方式による参加に係る理由書

貴局発注の、下記の入札案件について、電子調達システム（政府電子調達【GEPS】）を利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

### 1 入札案件名

令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）

### 2 電子調達システム（政府電子調達【GEPS】）での参加ができない理由

# 紙 入 札 業 者 登 録 票

件名： 令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）

資格審査登録番号	
法人等名称	
法人等所在地	〒
代表者氏名	
代表者役職	
部署名	
代表者電話番号	
連絡先事業所名称	
連絡先担当者氏名	
連絡先事業所所在地	〒
連絡先担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加者については、提出は不要。

※ 「資格審査登録番号」には、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入すること。

※ 「部署名」は、代表者の所属部署が特段ない場合には空欄でもよい。

# 入札書（紙入札業者用）

入札金額 円

---

（消費税及び地方消費税は含まない。）

【 件 名 】

令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを以下に記載すること。なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

福岡労働局入札心得を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

※入札書別紙（任意様式可）を添付すること。

## 誓約書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。  
さらに、下記3についても契約条項を遵守することを誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 契約の相手方として不適当な者
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 契約条項の遵守
  - (1) 再委託先が子会社である場合も再委託として取り扱う等の、再委託の制限をはじめとした契約条項を遵守する。

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。  
※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。



# 入札書別紙

※内容は例示であるため、任意様式での提出可

再生可能エネルギー比率 40%

当該タイトルは仮称ですので、自社の呼称に訂正しても差し支えありません

当該タイトルは仮称ですので、自社の呼称に訂正しても差し支えありません

需要官署名・場所	契約種別	予定契約電力 [kVA]	基本料金 (税込)			低圧電力料金 (税込)						従量電灯料金 (税込)							
			①月額単価 (円)	②月数	③年額 (円) [予定契約電力 (容量) × ① × ②]	夏季 (7~9月)			夏季以外			再エネ料金		⑫単価 (円)	⑬使用量 (kWh)	⑭小計 (円) [⑫ × ⑬]	再エネ料金		
						④単価 (円)	⑤使用量 (kWh)	⑥小計 (円) [④ × ⑤]	⑦単価 (円)	⑧使用量 (kWh)	⑨小計 (円) [⑦ × ⑧]	⑩単価 (円)	⑪小計 (円) [ (⑤ + ⑧) × 40/100 × ⑩ ]				⑮単価 (円)	⑯小計 (円) [ (⑮ × 40/100) × ⑬ ]	
久留米労働基準監督署	低圧電力	14 kW		12	0		3,102	0		3,569	0				13,604	0		0	
	従量電灯	10 kVA		12	0														
北九州東労働基準監督署 門司支署	低圧電力	22 kW		12	0		3,774	0		8,229	0				7,958	0		0	
	従量電灯	9 kVA		12	0														
田川労働基準監督署	低圧電力	28 kW		12	0		2,421	0		5,250	0				13,280	0		0	
	従量電灯	19 kVA		12	0														
直方労働基準監督署	低圧電力	14 kW		12	0		3,732	0		7,015	0				9,700	0		0	
	従量電灯	10 kVA		12	0														
行橋労働基準監督署	低圧電力	22 kW		12	0		4,392	0		7,957	0				9,002	0		0	
	従量電灯	6 kVA		12	0														
福岡中央公共職業安定所 那の川詰所	低圧電力	17 kW		12	0		1,460	0		3,454	0				5,594	0		0	
	従量電灯	20 kVA		12	0														
久留米公共職業安定所 大川出張所	低圧電力	20 kW		12	0		6,779	0		12,431	0				20,074	0		0	
	従量電灯	20 kVA		12	0														
小倉公共職業安定所 門司出張所港湾労働課	低圧電力	11 kW		12	0		2,045	0		4,372	0				8,293	0		0	
	従量電灯	25 kVA		12	0														
行橋公共職業安定所 豊前出張所	低圧電力	26 kW		12	0		3,380	0		7,910	0				10,882	0		0	
	従量電灯	9 kVA		12	0														
朝倉公共職業安定所	低圧電力	30 kW		12	0		2,278	0		5,177	0				20,077	0		0	
	従量電灯	30 kVA		12	0														
小 計			A : 低圧電力		0		C	0		D	0		E		F	0		G	0
			B : 従量電灯		0														

H : 割引率 0% ← (低圧電力、割引なしは0と記入)

I : 割引率 0% ← (従量電灯、割引なしは0と記入)

この金額を入札書に記入してください。

入札金額 ⑦電力料金総価 (⑦ × 100/110) ※	0	円 (消費税及び地方消費税を除く)
④電力料金総価 【 (A+C+D) × H+E 】 + 【 (B+F) × I+G 】 円未満切捨	0	円 (消費税及び地方消費税を含む)

※ 提出前に必ず検算すること。

\* 契約単価内訳

低圧電力料金	基本料金単価 (円/kW・月)		円	銭	(税込)
	電力量料金単価 (円/kWh)	夏季 (7~9月)	円	銭	(税込)
		夏季以外	円	銭	(税込)
	再エネ料金		円	銭	(税込)
従量電灯料金	基本料金単価 (円/kVA・月)		円	銭	(税込)
	電力量料金単価 (円/kWh)		円	銭	(税込)
	再エネ料金		円	銭	(税込)

当該タイトルは仮称ですので、自社の呼称に訂正しても差し支えありません

当該タイトルは仮称ですので、自社の呼称に訂正しても差し支えありません

令和 年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人氏名



## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ      ②パンフレット      ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和4年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	令和4年度1kWhの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギーの活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取組の有無	
①～④の合計点数			

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙②により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が 70点以上 となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関する条件

## 1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70点以上 であること。

項目	基準	点数
① 令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
	0.600 以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	1 0
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00 %以上	2 0
	5.00 %以上 10.00 %未満	1 5
	2.50 %以上 5.00 %未満	1 0
	0 %超 2.50 %未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙③「各用語の定義」参照。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、上記1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間の1年間についても、上記1の表による評点の合計が基準（70点）以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

## 別紙②の「各用語の定義」

用語	定義
① 令和4年度 1kWh当 たりの二酸 化炭素排 出係数	<p>「令和4年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。令和4年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たに電力の供給に参入した小売り電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</li> <li>2. 温対法に基づき令和4年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和4年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</li> </ol>
② 令和4年度 の未利用 エネルギー の活用 状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和4年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = (A / B) \times 100$ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A : 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)</p> <p>B : 令和4年度の供給電力量 (需要端)</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</li> <li>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</li> </ol> </li> <li>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①工場等の廃熱又は排圧</li> <li>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(電気事業者による再生可能エネルギー電気</li> </ol> </li> </ol>

	<p>の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 4 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 4 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和 4 年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和 4 年度の供給電力量に占める令和 4 年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。</p> <p>算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 4 年度の再生可能エネルギー電気利用量（送電端）(kWh)を令和 4 年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和 4 年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = (A / B) × 100</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A : 令和 4 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)</p> <p>B : 令和 4 年度の供給電力量 (需要端)</p> </div> <p>1. 令和 4 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh)は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和 4 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）</p> </div>

	<p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④ 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※この表の定義は、適合証明書及び別紙②にのみ適用する。

# 仕 様 書

## 1 件名

令和7年度福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給（低圧電力）

## 2 供給期間

令和7年4月計量日から令和8年4月計量日前日時まで

## 3 仕様内容

### （1）供給場所及び予定契約電力、月別予定使用電力量は別紙1のとおり。

ア 供給期間途中で改廃される供給場所が生じた場合、それに伴う供給量の減少については了承すること。

イ 月別予定使用電力量は、令和5年4月から令和6年3月までの実績である。

ウ 月別予定使用電力量はあくまで予定であり、増減がある場合も了承すること。

### （2）電気料金の算定方法等について

ア 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てること。

オ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てること。

カ 電気料金は、前月の計量日から当該月の計量日前日までの使用電力量等により算定するものとする。

キ 力率割引又は割増、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内のみなし小売電気事業者（又は旧一般送配電事業者）が定める標準供給条件等によるものとする。

### （3）供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の電気を供給することとし、その割合は**40%以上の比率**を満たすこと。

また、その環境価値について、福岡労働局（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

#### （４）その他

ア 契約事業者（以下「乙」という。）は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙２の特定電源割当証明書を半期毎〔上期４～９月、下期１０～翌年３月（うち３月分は見込み）〕に取りまとめた上で、上期分は１０月２０日、下期分は３月２０日までに契約担当部署へそれぞれ遅滞なく提出すること。

なお、証明様式に記載された内容が、仕様の要件を満たしていない場合、乙は仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

イ 前記アの証明書の様式は内容を具備したものであれば任意様式でも可とする。

ウ 乙は、甲との契約に際し、旧一般電気事業者との切替（解約）手続等を要する場合は、甲に必要な手続きの案内と助言等を行うこと。

エ 仕様書に定めない供給条件については、九州管内のみなし小売電気事業者（又は旧一般送配電事業者）が定める標準供給条件等によるものとする。

オ その他仕様書に定めのない事項については、契約担当部署の指示に従うものとする。

#### ４ 代金の請求及び支払について

- （１）当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- （２）『請求書』の宛名は「官署支出官 福岡労働局長」とし、余白に振込等を希望する金融機関名等を記載すること。
- （３）当方の支払は、適法な請求書を受理後、30日以内に支払う。
- （４）代金の請求（請求書の提出）は、前月の計量日から当該月の計量日前日までを単位とした使用電力量によるものとし、需要場所ごとの内訳を作成し、遅滞なく行うこと。

なお、請求書の記載内容及び請求方法等を下記担当部署へ確認すること。

※請求書の担当部署（提出先）

福岡労働局 総務部 総務課 会計第一係

TEL：092-411-4743

5 アフターケア

障害発生時の窓口は落札業者に一本化し、誠意を持って対応すること。

6 その他の注意点

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (2) 落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 再委託についての要件は別紙3のとおり。

7 契約担当部署及び担当者

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館5階

福岡労働局 総務部 総務課 会計第三係 担当：石橋

TEL：092-411-4745



## 需要官署名・供給場所等及び予定使用電力量一覧

需 要 官 署 名 ・ 場 所	契約種別	予定契約電力 予定契約容量	月別予定電力使用量 (kWh)												年間使用量 合計 (kwh)	夏季 (7~9月)	夏季以外	予定力 率	電力量等の計量	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					自動検針 装置	検針方法
久留米労働基準監督署	従量電灯	10 kVA	1,112	1,077	1,158	1,101	1,280	1,103	1,002	1,068	1,195	1,237	1,128	1,143	13,604	3,484	10,120	100%	有	自動
久留米市諏訪野町2401	低圧電力	14 kW	133	135	392	837	1,378	887	187	176	619	798	634	495	6,671	3,102	3,569			
北九州東労働基準監督署門司支署	従量電灯	9 kVA	570	555	643	693	836	720	678	699	680	650	565	669	7,958	2,249	5,709	100%	有	自動
北九州市門司区北川町1-18	低圧電力	22 kW	452	428	582	1,038	1,559	1,177	584	641	1,162	1,624	1,497	1,259	12,003	3,774	8,229			
田川労働基準監督署	従量電灯	19 kVA	1,112	1,112	1,047	1,112	1,313	1,082	133	1,063	1,135	1,443	1,414	1,314	13,280	3,507	9,773	100%	有	自動
田川市中央4-12	低圧電力	28 kW	295	197	198	505	1,051	865	446	165	688	1,008	1,231	1,022	7,671	2,421	5,250			
直方労働基準監督署	従量電灯	10 kVA	904	764	778	751	778	748	837	765	800	857	932	786	9,700	2,277	7,423	100%	有	自動
直方市殿町9-17	低圧電力	14 kW	576	307	252	830	1,544	1,358	984	233	776	1,230	1,554	1,103	10,747	3,732	7,015			
行橋労働基準監督署	従量電灯	6 kVA	801	749	741	744	825	666	689	749	775	792	745	726	9,002	2,235	6,767	100%	有	自動
行橋市中央1-12-35	低圧電力	22 kW	417	177	353	928	1,869	1,595	799	204	1,117	1,608	1,717	1,565	12,349	4,392	7,957			
福岡中央公共職業安定所那の川詰所	従量電灯	20 kVA	488	414	453	502	465	485	421	525	454	477	404	506	5,594	1,452	4,142	100%	有	自動
福岡市中央区那の川1-8-14	低圧電力	17 kW	119	138	141	292	586	582	323	143	224	1,006	962	398	4,914	1,460	3,454			
久留米公共職業安定所大川出張所	従量電灯	20 kVA	1,597	1,689	1,826	1,653	1,812	1,646	1,755	1,619	1,659	1,561	1,656	1,601	20,074	5,111	14,963	100%	有	自動
大川市小保614-6	低圧電力	20 kW	391	518	1,262	1,948	2,846	1,985	877	959	2,178	2,646	2,114	1,486	19,210	6,779	12,431			
小倉公共職業安定所門司出張所港湾労働課	従量電灯	25 kVA	639	675	673	660	793	685	692	645	704	767	662	698	8,293	2,138	6,155	100%	有	自動
北九州市門司区東港町6-49	低圧電力	11 kW	338	233	235	420	1,030	595	306	288	593	987	732	660	6,417	2,045	4,372			
行橋公共職業安定所豊前出張所	従量電灯	9 kVA	1,002	898	787	768	813	933	905	892	950	1,021	950	963	10,882	2,514	8,368	100%	有	自動
豊前市八屋322-70	低圧電力	26 kW	505	288	301	683	1,355	1,342	933	203	338	757	584	4,001	11,290	3,380	7,910			
朝倉公共職業安定所	従量電灯	30 kVA	1,717	1,538	1,669	1,837	2,008	1,924	1,745	1,520	1,564	1,582	1,546	1,427	20,077	5,769	14,308	100%	有	自動
朝倉市菩提寺480-3	低圧電力	30 kW	369	121	200	463	963	852	522	136	593	1,127	1,264	845	7,455	2,278	5,177			
合 計	従量電灯		9,942	9,471	9,775	9,821	10,923	9,992	8,857	9,545	9,916	10,387	10,002	9,833	118,464	30,736	87,728	—		
	低圧電力		3,595	2,542	3,916	7,944	14,181	11,238	5,961	3,148	8,288	12,791	12,289	12,834	98,727	33,363	65,364			



## 再委託についての要件

## 第1 再委託について

- (1) 契約業者は、契約に係る事務又は委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1未満とすること。
- (4) 契約業者は、一部を再委託する場合には、様式1により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (5) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、契約業者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

## 第2 再委託先の変更

契約業者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第4項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第3 履行体制

- (1) 契約業者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 契約業者は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
  - ・受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
  - ・事業参加者の住所の変更のみの場合
  - ・契約金額の変更のみの場合
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、契約業者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式及び別紙については、契約書に添付することとし、契約締結後に交付する。

# 契約書(案)

発注者 支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長 中山 始 (以下「甲」という。) と  
受注者 (乙の名称) (代表者役職) (代表者氏名) (以下「乙」という。)  
とは、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

(契約の趣旨)

第 1 条 甲と乙は本契約を締結し、別添『仕様書』等に基づき信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第 2 条 乙は、別添『仕様書』等に基づき、令和 7 年度 福岡労働局管下10官署で使用する電気の供給 (低圧電力) で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第 3 条 契約単価は次のとおりとする。

低圧電力 プラン	基本料金単価		〇, 〇〇〇. 〇〇円/k W (税込)
	電力量料金単価	夏季 (7月~9月)	〇. 〇〇円/k W h (税込)
		その他季 (夏季以外)	〇. 〇〇円/k W h (税込)
	再エネ40%料金単価		〇. 〇〇円/k W h (税込)

従量電灯	基本料金単価		〇, 〇〇〇. 〇〇円/k VA (税込)
	電力量料金単価		〇. 〇〇円/k W h (税込)
	再エネ40%料金単価		〇. 〇〇円/k W h (税込)

2 各月の料金は、各需要場所において、上記各プランの単価によって算定した金額から、次によってそれぞれ算定した当該月の割引額を差し引いた金額とする。

$$\text{割引額} = [\text{基本料金単価} \times \text{契約電力 (k W)} + \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力 (k W h)} \pm \text{燃料費調整額}] \times 〇〇. 〇〇\%$$

3 九州電力株式会社の料金改定があった場合については、契約単価を甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

(契約保証金)

第 4 条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(需要場所及び期間)

第 5 条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次の各号のとおりとする。

- 契約履行期間 令和 7 年 4 月計量日から令和 8 年 4 月計量日前日時までとする。
- 契約履行場所 別添「仕様書」のとおり
- 検査場所 契約履行場所に同じ

(使用電力量の増減)

第 6 条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(検査)

第 7 条 乙は、第 5 条第一号の期間において、毎月の計量日から当月の計量日前日までの電気の供給が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 甲は、通知を受けた日から 10 日以内に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。
- 検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。

(料金の算定)

第 8 条 第 5 条第一号の期間における料金は、毎月の計量日から当月の計量日の前日までの期間を単位とした契約電力及び使用電力量等により算定し、需要場所ごとの内訳を作成することとする。

- 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内のみならず小売電気事業者 (又は旧一般送配電事業者) が定める標準供給条件によるものとする。

(代金の支払)

第 9 条 乙は、第 7 条第 2 項の検査に合格したときは、第 3 条に定める契約金額と第 8 条第 2 項に定める賦課金等を考慮した額をそれぞれ計算の上、合算した請求書を作成（円未満の端数は切り捨て）し、対価の支払いを第 8 条第 1 項に基づく部分払いにより、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。
- 3 甲が、約定期限内に契約金額の支払いが完了しない場合は、期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、年 2.5% の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。
- 4 前項により計算した遅延利息が 100 円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（危険負担）

第 10 条 停電にかかる割引は、九州管内のみなし小売電気事業者（又は旧一般送配電事業者）が定める標準供給条件をもとに甲乙で協議するものとする。

（検査の遅延）

第 11 条 甲がその責に帰すべき事由により、第 7 条第 2 項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第 9 条第 3 項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

（契約の解除）

第 12 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときは、何らかの催告を要しない。
  - 一 第 7 条第 2 項の検査に合格しないとき。
  - 二 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると認めたとき。
  - 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - 四 甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。
  - 五 第 30 条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（解除に係る違約金）

第 13 条 乙は、前条第 2 項の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として該当月の使用電力量を契約金額で積算した総額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納入すること。又、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

- 第 16 条 乙が第13条、第15条及び第26条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(再委託)

- 第 17 条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- 2 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
  - 3 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、2分の1未満とすること。
  - 4 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
  - 5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
  - 6 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

- 第 18 条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第4項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第 19 条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には届出を要しない。
    - 一 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
    - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
    - 三 契約金額の変更のみの場合。
  - 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第 20 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第 21 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第 22 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第 23 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(厚生労働省所管法令違反に関する報告)

- 第 24 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に関する契約解除)

- 第 25 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
  - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令に関する申告に虚偽があったことが判明したとき。
  - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先については、第 23 条の規定を準用する。

(厚生労働省所管法令違反に関する違約金)

- 第 26 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第 27 条 甲は、第 1 2 条第 2 項、同条 3 項、第 1 4 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 3 条第 2 項及び第 2 5 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第 1 2 条第 2 項、同条 3 項、第 1 4 条、第 2 0 条、第 2 1 条、第 2 3 条第 2 項及び第 2 5 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第 28 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

- 第 29 条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、乙が適用する電気需給約款(九州電力管内)(以下「約款」という。)によるものとする。ただし、本契約と約款に相反する内容があるときは、本契約を優先する。また、本契約及び約款の双方に定めのない事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

- 第 30 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し)

- 第 31 条 契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業労働者の人件費が最低賃金額を下回った場合は、双方協議の上で、適切な価格での契約の変更を行うことができるものとする。

(存続条項)

- 第 32 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 9 条第 3 項、第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条、第 1 5 条、第 1 6 条、第 2 2 条、第 2 6 条、第 2 7 条、第 2 9 条、第 3 0 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として、本証書 2 通を作成し双方記名押印のうえ、各自 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1  
支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 中山 始 (印)

乙 (乙の住所)  
(乙の名称)  
(代表者役職) (代表者氏名) (印)



様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

履行体制図変更届出書

契約書第19条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

### 3 利用開始方法

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用するには、環境の準備 (政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

**推奨環境の準備** → **調達ポータル** → [https://www.p-portal.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.p-portal.go.jp/how_to_use)

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) 及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

### 電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者 (認証局) が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム) に住所を明記していただくようお願いいたします。

#### 【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社 (e-Probatio PS2 サービスに係る認証局)	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス)	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB (一般向け・属性型証明書))	×	○
株式会社帝国データバンク (TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局)	○	×
電子認証登記所 (商業登記に基づく電子認証制度)	○*	○
株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局)	○	×
日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局)	○	×
地方公共団体情報システム機構 (公的個人認証サービス) (マイナンバーカード)	○	×

※日本電子認証 (法人認証カードサービス)

**利用者登録** → <https://www.p-portal.go.jp/manuals>

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する > 初めて利用する方 > 電子証明書 / マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

#### お問合せ先

■ 不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

**調達ポータル** → <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■ FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

**調達ポータル** → **ナビダイヤル** ☎0570-000-683 **IP電話等** ☎03-4332-7803

受付時間: 平日 9時00分~17時30分  
(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受け付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



# 政府電子調達 (GEPS)

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、  
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

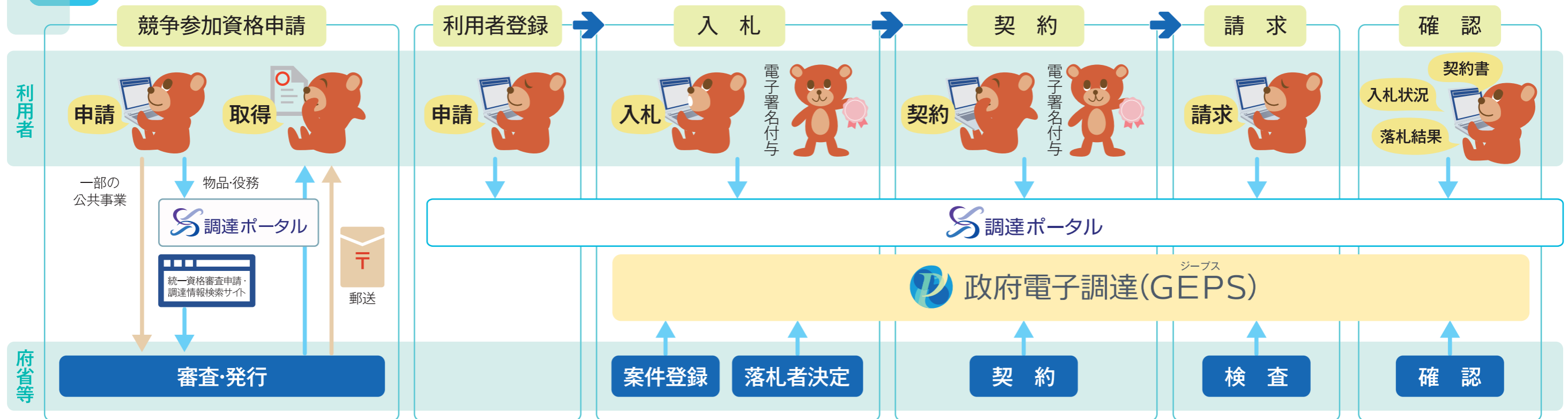
調達ポータル

検索



内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

# 政 府電子調達 (GEPS (ジープス))



## 1 政府電子調達 (GEPS (ジープス))とは

### 政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達 (GEPS (ジープス)) を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

### 窓口を統一

政府電子調達 (GEPS (ジープス)) は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

## 2 ご利用のメリット

上記の業務をワンストップでできる！

### ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

### 常時利用可能\*

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

### 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

### 移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

### 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

### 印鑑が不要\*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。